

【報告①】

広島大学文書館における個人文書の所蔵・公開状況について —著作権法とアーカイブズを中心に—

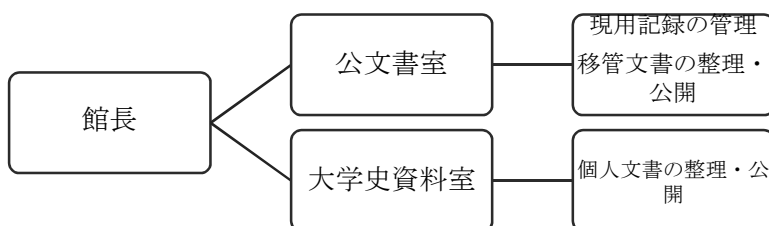
広島大学文書館 石田 雅春 氏

1. はじめに

(1) 広島大学文書館の概要

最初に報告の前提として、広島大学文書館の現状について紹介したい。広島大学文書館は、平成16(2004)年4月1日に設立され、今年で11年目を迎える。文書館の組織は図1のように、公文書室と大学史資料室の二室体制をとっている。このうち公文書室が広島大学の公文書(法人文書)の管理を行い、大学史資料室が個人文書の整理・公開を行っている。スタッフは、館長1名(兼任)、専任教員2名、専門職員1名、事務補佐員2名、アルバイト(年間契約分)3名の態勢で業務を運営している。

図1 組織図(平成27年4月現在)



(2) 所蔵資料の公開状況

次に資料の所蔵および公開の状況について見てゆく。表1に所蔵資料の目録公開の状況を掲載した。平成27年4月現在の状況で、所蔵資料に対する目録公開の割合は、法人文書が100%、個人文書が67.3%となっている。表2に個人文書の所蔵・目録公開状況の推移を掲載した。文書館設立当初は目録公開率が34.3%であったが、次第に数値が改善していることがわかる。

表1 所蔵資料の目録公開状況(平成27年4月現在)

区分	収蔵点数	目録公開点数	目録公開率
法人文書	17,337点	17,337点	100.0%
個人文書	約146,228点(受贈時の概算)	98,531点	67.3%

表2 個人文書の所蔵および目録公開状況

区分	平成17年3月	平成20年1月	平成24年10月	平成26年2月
収蔵点数	70,210	99,932	137,677	140,304
目録公開点数	24,094	27,181	55,966	88,150
目録公開率	34.3%	27.1%	40.6%	62.8%

表3 都道府県・政令市立公文書館の公文書公開率（平成24年4月1日現在）

公開率	未回答	0~25%	25~50%	50~75%	75~100%
館数	7	4	11	6	11

出典：竹内啓「アーカイブズ新時代の地方公文書館とは」『札幌市文化資料室研究紀要』第5号、平成25年3月

これについて、参考として都道府県・政令市立公文書館の公文書の公開率を表3に示した。公文書に限った数値であるが、同表を見ると広島大学文書館の公開状況は他館と比べても遜色のない状況にあることが分かる。

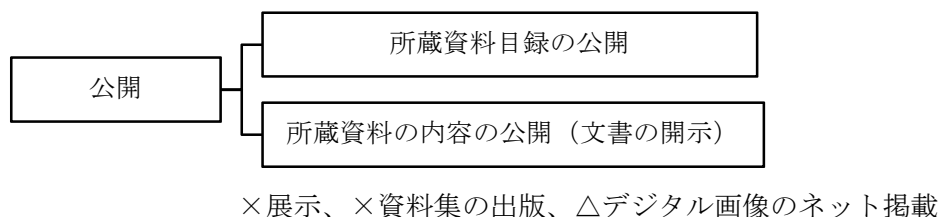
ただ、資料の目録公開を進めるにつれ、新たな問題の存在が明らかになってきた。そこで本報告では現在、当館の直面している諸課題のうち個人文書の公開、特に著作権の調整の問題について述べたい。

2. 個人文書「公開」の問題点

(1) 「公開」の定義

本題に入る前に、疑義が生じるのを防ぐため、筆者の考えている「公開」の定義について述べておきたい。「公開」という用語は広く使われているが、その内容は多岐にわたる。これに対して筆者は、アーカイブズにおける「公開」を図2のように考えている。

図2 アーカイブズにおける「公開」の定義の模式図



すなわちアーカイブズにおける資料の「公開」とは、①所蔵資料の目録の公開と②所蔵資料の内容の公開（文書の開示）という二つの要素から成り立っていると考えている。一般的には、展示や資料集の出版、あるいはデジタル画像のネット掲載なども資料の「公開」と考えられがちだが、こうした公開の方法は、博物館や美術館、あるいは大学の付置研究所など、アーカイブズのような資料公開の仕組みを持たない機関でも実施できる方法である。

一方、①所蔵資料の目録の公開と②所蔵資料の内容の公開という方法は、類縁機関では行うことのできないアーカイブズ固有の機能なのである。すなわち公開した目録に基づいて利用者が資料の閲覧を請求し、それに応じてアーカイブズが資料を出納し利用者に閲覧

させるという一連の行為こそがアーカイブズにとっての「公開」であると考えている。

さて、こうした観点から広島大学文書館の現状について見てみると、①所蔵資料の目録の公開は改善しつつあるが、新たに②所蔵資料の内容の公開（文書の開示）について課題が生じている状況である。

（２）所蔵資料の内容の公開（文書の開示）と著作権—公文書—

さて、これまでアーカイブズにおける所蔵資料の内容の公開（文書の開示）については、公文書を対象として個人情報保護法・情報公開法を中心に議論が積み重ねられてきた。一方で著作権法についてはほとんど考慮されてこなかった。

そこでまず公文書の公開について著作権法の条文を確認する。以下は著作権法の第18条（公表権）のうちアーカイブズに関する条文を抄出したものである（ゴシック体表記は筆者による）。

3 著作者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる行為について同意したものとみなす。

一 その著作物でまだ公表されていないものを行政機関（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。）第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）に提供した場合（行政機関情報公開法第九条第一項の規定による開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。）行政機関情報公開法の規定により行政機関の長が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること（当該著作物に係る歴史公文書等（公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号。以下「公文書管理法」という。）第二条第六項に規定する歴史公文書等をいう。以下同じ。）が行政機関の長から公文書管理法第八条第一項の規定により国立公文書館等（公文書管理法第二条第三項に規定する国立公文書館等をいう。以下同じ。）に移管された場合（公文書管理法第十六条第一項の規定による利用をさせる旨の決定の時までに当該著作物の著作者が別段の意思表示をした場合を除く。）にあつては、公文書管理法第十六条第一項の規定により国立公文書館等の長（公文書管理法第十五条第一項に規定する国立公文書館等の長をいう。以下同じ。）が当該著作物を公衆に提供し、又は提示することを含む。）。

（中略）

四 その著作物でまだ公表されていないものを国立公文書館等に提供した場合（公文書管理法第十六条第一項の規定による利用をさせる旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。）同項の規定により国立公文書館等の長が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること。

同条文によると、著作者（著作権を有している人物）本人が未公表の著作物を行政機関や国立公文書館等に提供した場合、その未公表の著作物の公開に同意したと見なすことになっていることが分かる。しかし著作者以外の第三者が著作物を提供した場合はどう取り扱うのかという点は規定されていない。（この点は、後述する個人文書にも共通する問題である。）

なお、同条文に基づき公開された文書は、法的には未公表著作物として取り扱われる。このためアーカイブズは請求に応じて利用者に文書を閲覧させることは可能であるが、利用者が番組や出版物への利用を希望しても、アーカイブズはそれを許諾する権限が無いと考えられる。

次に複写についての条文を確認する。複写については、著作権法の第42条の3に次のように定められている。

第四十二条の三 国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長は、公文書管理法第十五条第一項の規定又は公文書管理条例の規定（同項の規定に相当する規定に限る。）により歴史公文書等を保存することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、当該歴史公文書等に係る著作物を複製することができる。

2 国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長は、公文書管理法第十六条第一項の規定又は公文書管理条例の規定（同項の規定に相当する規定に限る。）により著作物を公衆に提供し、又は提示することを目的とする場合には、それぞれ公文書管理法第十九条（同条の規定に基づく政令の規定を含む。以下この項において同じ。）に規定する方法又は公文書管理条例で定める方法（同条に規定する方法以外のものを除く。）により利用をさせるために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

同条文からは、①資料を保存する場合と②公文書管理法に基づいて資料を利用者に提供する場合に限り、アーカイブズは著作権者の許諾を得ることなく複製をおこなうことが認められていることが分かる。

なお、利用者が得た複製の取り扱いについては特に規程がない。このため利用者がこうした複製を使用するためには、利用者の責任において著作権者の許諾を得る必要があると考えられる。

（3）所蔵資料の内容の公開（文書の開示）と著作権—個人文書—

次に個人文書についてみてゆく。その際に留意しなければならないのは、個人文書の多様性である。表4は、著作権処理の観点から個人文書を区分したものである。

表4 個人文書の内容と著作権処理の関係

区分	内容	寄贈書式の有効性
書類	寄贈者が著作権を有する原稿・ノート・メモ・日記	○
書類	公文書（官公庁、会社、団体）	×
書簡	他人からの来信	×
書籍・新聞	公表された出版物	×
物品	民具、絵画、など	△

これまで個人文書の整理にあたっては形態別に区分することが多かったが、これを著作権の観点からみると、さらに①寄贈者が著作権を有する著作物と第三者が著作権を有する著作物、②公表された著作物（書籍や新聞）と未公表の著作物（原稿や書簡）、③著作権の保護期間が終了している著作物と終了していない著作物に分けて考える必要がある。

こうした著作権の調整の問題に対処するため、広島大学文書館では、平成20年に制定した寄贈手続きの書式を平成25年に改訂するとともに、オーラル・ヒストリー（インタビューも含む）を実施する際には許諾書を作成するようにした。

資料1（後掲）はオーラルヒストリーの許諾書（表面のみ）である。これは政策研究大学院大学が実施したオーラル・ヒストリープロジェクトの書式を一部改訂したものである。資料2（後掲）は寄贈申込書である。国立公文書館も平成25年の著作権法の改正にあわせて個人文書寄贈関係の書式を制定した。本館はこの書式を一部改訂して利用した。

こうした手続きを経ることにより、寄贈者が著作権を有する文書については資料の公開のみならず、出版掲載等の利用申請に対して許諾を与えることが可能となる。しかし前掲表4の右欄に△や×示したように、寄贈者が著作権を有しない著作物（以下、第三者の著作物と略記）については、こうした対処法でもカバーしきれないのである。

では、第三者の著作物について、アーカイブズとしてどこまで資料を公開することが可能なのか、以下、①資料の内容の公開と②資料の複写許可について検討したい。

（4）第三者の著作物公開の問題点—資料の内容公開—

資料の内容の公開に際して問題になるのが、未公表の著作物の取り扱いである。著作権法では著作者人格権として公表権が設定されており、個人の場合は本人の生存中、法人等の場合は少なくとも作成後50年間は有効と考えられている。（著作者人格権は一身専属なので法人等が消滅するまで有効という見方もある。）様々なケースが想定されるが、本報告では、以下の二事例について検討してゆく。

さて一つ目の検討事例は、個人文書のなかに作成後50年経過していない未公表の公文書が含まれていた場合である。公文書の公開については30年公開原則という考えが広く知られている。ただ、これは正規の手続きを踏んで機関アーカイブズ（国の公文書なら国立公文書館等、都道府県の公文書なら各都道府県立の文書館）に移管されたものを対象とした議論である。このため個人が手許文書として保有していた公文書が機関アーカイブズ以外のアーカイブズに寄贈された場合は、30年公開原則が適用できるのか、公表権の観点からみて疑義がある。

日本の場合、30年公開原則は、公文書管理法の成立時に付帯決議として盛り込まれたにすぎない。著作権法と競合する場合は、法律である著作権法の規定が優先すると考えられる。このため上記のような状況で資料の内容を公開するためには、著作権を有する法人等の了解を得るか、公表権が消滅するまで非公開とするしか対処方法がないと考えられる。

なお、公文書のうち法令等は、著作権法第13条の規程によりそもそも著作権保護の対象外（著作物性がない）となっており、作成後50年経過していなくても公開が可能である。

二つ目の検討事例は、第三者から送られた書翰（寄贈者が著作権をもたないもの）を公開できるのかという問題である。これについては「三島由紀夫一剣と寒紅」事件の判決（東京地裁判決：平成11年10月18日、東京高裁判決：平成12年5月23日、最高裁判決：平成12年11月9日）が参考になると考えられる。この裁判は、故三島由紀夫と生前に親交のあった人物が三島由紀夫から送られた書翰を出版したことに対して、遺族が出版の差し止め等を求めて争われたものである。

同事件の判決によると、①単なる時候の挨拶、返事、謝礼、依頼、指示など事務的な内容以上のことが記されている書翰は著作物として取り扱われる（逆に事務的な内容のみであれば著作権が発生しないと解釈できる）、②他人に対して送った手紙について発信者が著作権を有する、という点が確認された。また、著作権法第60条（著作者が存しなくなった後における人格的利益の保護）も争点となり、判決では著作者の死後も遺族に対する配慮が必要であることが確認された。

一事例にすぎず、今後他の判決で異なる解釈が下る可能性がないとも言えないが、当面はこの判決を基準に考える必要がある。すなわち書翰の公開にあたっては、①その書翰が著作物に該当するの否か、②発信者は生存しているの否か、③発信者が死去している場合は遺族への影響の有無、について検討した上で、公開の可否を判断する必要があると考えられる。

（5）第三者の著作物公開の問題点—資料の複写許可—

次に資料の複写許可について見てゆきたい。広島大学文書館の場合、公文書室所管の資料は公文書管理法の対象となっているが、大学史資料室所管の資料は公文書管理法の対象外である。このため資料の複写許可については、大学史資料室は著作権法施行令第一条三の「図書館資料の複製がみとめられる図書館等」に該当するため、次に掲げる著作権法第31条（図書館等における複製等）をもとに資料の複写許可を考える必要がある（ゴチック体表記は筆者による）。

（図書館等における複製等）

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供する場合

複写については著作財産権に属する権利で、個人の場合は著作者の死後 50 年間、団体の場合は公表後 50 年間（未公表の場合は作成後 50 年間）保護されることとなっている。しかし著作権法第 31 条により、図書館等は著作者の許諾を受けなくても公表された著作物の一部分の複写を許可できることとなっている。この「一部分」の具体的な範囲については、すでに図書館の統一見解が形成されているので、アーカイブズもこれを準用するのが妥当と考えている（国立国会図書館ホームページ参照 <http://www.ndl.go.jp/jp/service/copy/copyright.html#law4>）。

3. おわりに

以上、広島大学文書館の現状を紹介するとともに、個人文書の公開と著作権の調整の問題について報告者の見解を述べた。こうした法律の条文解釈はあくまでも報告者の一意見に過ぎない。当然ながら人によって解釈の幅があり異論もあると考える。そこで問題となるのは、著作権の調整がアーカイブズの業務と密接な関係にあるにもかかわらず、これまでアーカイブズが統一見解をまとめてこなかったことである。

すなわち図書館や美術館は、すでに専門の組織を設けて著作権法と所蔵資料との関係を検討し統一見解を示している。美術館の場合、全国美術館会議が中心となって検討をおこない、その成果を『現場で使える著作権ガイド』（甲野正道・山梨 俊夫著、全国美術館会議編、星雲社発行、平成 23 年）にまとめている。また、図書館は「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」（図書館側 5 団体、権利者側 6 団体が参加）を設置し、平成 16（2004）年以降、随時検討を重ねているのである。

こうした類縁機関の動向とともに法令遵守が強く求められている最近の社会情勢を踏まえるならば、著作権の問題は個々のアーカイブズが独自に対処するものではなく、アーカイブズ全体として統一的な解釈を定めるべき段階に来ていると考えられる。

附 記

報告終了後に参加者の方から、二つのご指摘をいただいた。重要な指摘であるので、以下、これに対する私見を交えて紹介したい。

一つ目の指摘は、報告者が「判例」と判決を混同しているのではないかということであった。後日確認したところ、狭義の「判例」は、裁判所によって「最高裁判所判例集」などに登載すべきと判断された判決を指すことが分かった。現在、こうして判例集に登載された判決は、最高裁判所のホームページのデータベース（http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1）により確認できる。

また論者によっては、最高裁判所以外の下級審での判決は「判例」ではないという見方や、最高裁判所の判決もすべてが判例ではなく判決の中に含まれている理論内容が「判例」という見方もあることが分かった。（この点については次の講演録が特に参考となった。藤

田宙靖「最高裁判例とは何か」『横浜法学』(22 卷 3 号、平成 26 年 3 月)

そこで、研究会の報告において筆者は安易に「判例」という用語を使用したのが、こうした状況を踏まえ本稿では単に「判決」と表記することにした。

二つ目のご指摘は、資料（特に公文書）について、そもそも著作物かどうか（著作物性の有無）が争点になるのではないかということであった。これについて著作権法では著作物について「著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」(第二条第一号)と定義している。この定義について表面上解釈すれば、業務遂行のために作成される公文書は、著作物性が無いように思われる。

しかし「日本人の海外活動に関する歴史的調査」（在外財産調査会作成、昭和 22 年 12 月頃）の著作物性が争われた龍溪書舎事件（東京地裁判決：昭和 52 年 3 月 30 日、東京高裁判決：昭和 57 年 4 月 22 日）の高裁判決では、「国又は地方公共団体の発行した文書でも、高度に、学術的意義を有し、必ずしも一般に周知徹底させることを意図していない文書は、学術に関する著作物として著作権の目的となりうべきものである」という解釈が示されている。本報告では公文書について一括して考察したが、同判決の主旨を踏まえるならば、著作物性を有する公文書と有しない公文書を分けて考える必要があると考える。なお、この線引きの基準をどう考えるのかという問題については、本稿脱稿までに私見をまとめることができなかつた。このため今後の課題としたい。

【主要参考文献】

- ・加戸守行著『著作権法逐条講義（六訂新版）』（著作権情報センター、平成 25 年）
- ・本橋光一郎・本橋美智子編著『要約 著作権判例 212』（学陽書房、平成 17 年）
- ・名和小太郎・山本順一編『図書館と著作権法』（日本図書館協会、平成 17 年）
- ・黒沢節夫著『図書館の著作権基礎知識[第 3 版]』（太田書店、平成 23 年）
- ・全国美術館会議編『現場で使える美術著作権ガイド』（ブリュッケ、平成 23 年）
- ・フェアユース研究会編『著作権・フェアユースの最新動向—法改正への提言』（第一法規、平成 22 年）
- ・野口祐子著『デジタル時代の著作権』（筑摩書房、平成 22 年）ちくま新書 867

（石田氏・報告終了）

※本報告は、後日、報告者が内容を文書化したものである。内容的には、報告との間で異同はない。（小池）

許諾書

国立大学法人広島大学文書館長 殿

1. 広島大学文書館 の要請により、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に 回こわたくしが行われたインタビューにおける、私の発言内容（私が「著作権の権利」（「著作人格権」及び「著作権」）を有する著作物）及びこれを翻案した著作物について、一般向けに複製・頒布するとともに、その概要について広島大学のホームページにおいて一般向けに公開する利用行為を、国立大学法人広島大学文書館に対して許諾します。

但し、全ての利用行為は、全体について行う場合に限り、一部分のみについての利用は許諾しません。

注1) この許諾は、前記の著作物について私が有する「著作人格権」のうち「氏名表示権」「同一性保持権」に影響を及ぼすものではなく、前記の著作物について、私引き続きこれらの権利を有します。

注2) 私の生存中は「著作権」の譲渡を行わず、「著作権」は引き続き私が占有しますので、この許諾は、私自身が私の生存中に前記の著作物を利用すること（自叙伝の出版等）や、私が第三者に対して前記の著作物の利用を許諾することを妨げるものではありません。

注3) 私の生存中は「著作権」の譲渡を行わず、「著作権」は引き続き私が占有しますので、国立大学法人広島大学文書館は、私の生存中は他者に対して前記の著作物の利用を許諾することはできません。

2. 私が死亡したときは、死亡の時点で、前記の著作物に係わる「著作権」（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む財産権のすべて）を国立大学法人広島大学文書館に譲渡します。

注1) 私が公表に同意しない著作物については、私の死亡によって「著作権」が国立大学法人広島大学文書館に譲渡された後にも、同大学文書館は不特定の他者に対して前記の著作物の利用を許諾することは出来ません。

注2) 公表されていない著作物（同意を得ずに公表された著作物を含む）については、著作権法に規定された権利制限規定（例外規定）のうち、「図書館における複製」「引用」「教育機関における複製」「試験問題としての複製」「点字による複製」等は適用されませんので、私が公表に同意しない著作物については、私の死亡によって「著作権」が国立大学法人広島大学文書館に譲渡された後にも、これらの権利制限規定に基づく利用行為を行うことはできません。

尚、上記に規定されていない事項で必要が生じた場合には、協議するものとします。

平成 年 月 日

住所 〒 -

(電話)

署名 _____ 印

学術的資料寄贈申込書

平成 年 月 日

広島大学文書館長 殿

住所 〒

氏名

印

(電話番号

)

下記のとおり、広島大学文書館に寄贈いたします。

記

1. 寄贈する学術的資料名

点(別紙)

2. 特約事項

(1) 寄贈する学術的資料の利用に際しては、広島大学文書館において、以下の情報について利用制限を行うこと(寄贈者が利用する場合を除く。)

[利用制限内容及びその期間]

※記述しきれない場合は、別紙に記載のこと。

(2) 著作権等の取扱い※いずれかの□にチェックを入れ、必要があれば留保事項又は利用制限事項を記入してください。

□ 譲渡

寄贈する学術的資料に含まれる著作物等の取扱いについては、以下の留保事項を除き、寄贈者に属する全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)、出版権(複製権者の承諾を得た学術的資料に限る。)及び著作隣接権を譲渡する。

また、以下の利用制限事項を除き、著作者名を表示する、又は表示しないこと及び利用に際してやむを得ない範囲での変更、切除その他の改変を行うことについてあらかじめ許諾する。

[著作権等の譲渡を留保する内容及びその期間並びに著作者名の表示を省略すること等の利用制限内容及びその期間(別添「広島大学文書館学術的資料における著作権等について」参照)]

※記述しきれない場合は、別紙に記載のこと。

□ 利用許諾

寄贈する学術的資料に含まれる著作物等の取扱いについては、以下の利用制限事項を除き、寄贈者に属する全ての著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)及び著作隣接権の利用を許諾する。また、以下の利用制限事項を除き、著作者名を表示する、又は表示しないこと及び利用に際してやむを得ない範囲での変更、切除その他の改変を行うことについてあらかじめ許諾する。

[著作権等の利用制限内容及びその期間並びに著作者名の表示を省略すること等の利用制限内容及びその期間(別添「広島大学文書館学術的資料における著作権等について」参照)]

※記述しきれない場合は、別紙に記載のこと。